

宇都宮市図書館資料の除籍に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇都宮市図書館資料取扱規程（以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、図書館資料（宇都宮市図書館条例（昭和56年条例第25号）第2条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）の除籍について、必要な事項を定めるものとする。

(不用の決定)

第2条 館長は、図書館資料が次の各号の一に該当すると認めるときは、不用の決定をすることができる。この場合において、館長は、図書館資料選定会議の意見を参考にしなければならない。

- (1) 汚損又は破損が著しく、補修することが困難なとき。
- (2) 新版又は改訂版の発行により、資料として価値が消滅したとき。
- (3) 技術の進展又は社会情勢の変化により、利用価値が低下したとき。
- (4) 同一の資料が複数あり、かつ、利用頻度が低いとき。
- (5) 逐次刊行物が、別に定める保存年限を経過したとき。
- (6) その他館長が必要と認めるとき

2 館長は、前項の規定に基づく図書館資料の不用の決定をしたときは、当該図書館資料にその旨明示するものとする。

(亡失の決定)

第3条 館長は、図書館資料が次の各号の一に該当すると認めるときは、亡失したものとみなすことができる。

- (1) 貸出中において災害・事故等により滅失し、又は紛失し、回収が不能であるとき。
- (2) 貸出しの期日から3年経過し、かつ、貸出しを受けた者が所在不明等の理由により回収が不能であるとき。
- (3) 蔵書の点検等を行った場合において、その所在が3年以上不明であるとき。
- (4) その他館長が必要と認めるとき。

(除籍の決定及び処分)

第4条 前2条の規定により、不用又は亡失の決定をした図書館資料は、規程第7条の規定により除籍するものとする。

2 前項の場合において、第2条の規定により除籍した資料は、リサイクル事業又は再生紙の利用に供するものとする。ただし、これにより難しい場合は、廃棄することができる。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から適用する。